

～選挙は、有権者が直接政治に関わることのできる大切な機会です～



美浦村長選挙

美浦村議会議員一般選挙

投票日 **4月23日(日)** 時間 **午前7時～午後6時**

■問合せ 美浦村選挙管理委員会(役場総務課内) ☎029-885-0340(内)204

美浦村で投票できる方

選挙権は、日本国民で満18歳以上の欠格者(一定の犯罪者)を除く全ての方に与えられますが、今回の選挙に投票できる方は、次の要件を満たしている方に限ります。

- ◆美浦村の選挙人名簿に登録されている方(一定の犯罪者を除く)
- ◆美浦村に住所を有する年齢18歳以上の日本国民(平成17年4月24日以前に生まれた方)
- ◆選挙人名簿登録基準日(4月17日)において、引き続き3か月以上美浦村に住み、住民基本台帳に登録されている方(転入された方は1月17日までに転入届出をした方)

※投票できる方には、投票所入場券を郵送します。

投票の方法

投票は投票所入場券を持参のうえ、指定の投票所(投票所入場券に記載)で行ってください。なお、投票所入場券を紛失した場合でも投票所の係員に申し出て、再交付を受ければ投票できます。

また、身体の故障等のために自分で投票用紙に記載できない方のために、代わって係員が代筆する代理投票制度があります。もちろん投票の秘密は守られます。利用される方は、投票所の投票管理者にお申し出てください。

投票所入場券

選挙の際、1人1枚の入場券(ハガキ)を送付してきましたが、6人分の入場券(世帯単位)を3連折りたたみ圧着式に変更しています。入場券が届きましたら、圧着部をはがし、切り取り線に従って個人ごとに切り離して、投票所へお持ちください。

※世帯の人数が6人以上の場合には、封書にまとめて届きます。

The diagram illustrates the process of separating a 3-fold ballot envelope. On the left, a '投票所入場券' (Ballot Station Entry Ticket) is shown, which is a 3-fold envelope. A large green circle with the word 'みほん' (Mihon) is overlaid on the envelope, indicating the area to be cut. An arrow points to the right, showing the '期日前投票 宣言書(兼請求書)' (Early Voting Declaration and Request Form), which is a 2-fold envelope. This form also has a 'みほん' label and contains fields for name, address, and other information. Below the forms, there are instructions for how to use them, including a note that the envelope should be cut along the dashed lines and folded back to prevent others from seeing the ballot.

不在者投票

◇滞在先の選挙管理委員会での不在者投票

⇒旅行や出張等で長期間村外に滞在するときは、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。

※ただし、投票用紙の請求や投票後の投票用紙の送付は郵便で行われますので、お問合わせや請求はお早めに選挙管理委員会までお願いします。

◇病院や老人ホームでの不在者投票

⇒都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設で不在者投票をすることができます。利用したい方は施設にお問合わせください。

◇自宅で郵便による不在者投票

⇒身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の基準にあてはまる方や、介護保険の要介護状態区分が要介護5と記載されている方等は、自宅で投票することができます。

※注意：障がいの程度によってこの制度が利用できない場合があることや、利用にあたっては事前に「郵便等投票証明書」の交付が必要です。さらに、投票日の4日前までに投票用紙等の交付を請求しなければならない等、期日の制限もありますので、お問合わせはお早めに選挙管理委員会までお願いします。

※今回の選挙は、告示日から投票まで期間が短いので、手続きはお早めをお願いします。

期日前投票

投票日当日に仕事や旅行、レジャーなどで投票ができない方は、期日前投票制度をご利用ください。基本的な手続きは選挙期日の投票所における投票とはほぼ同じです。



※入場券裏面にも署名の記載欄があります。

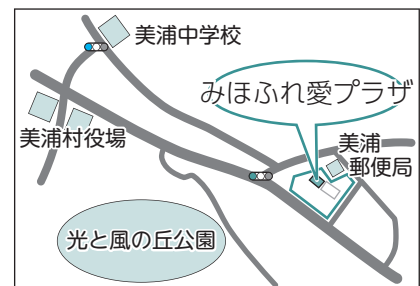
◇期間 4月19日(水)から22日(土)まで

◇時間 午前8時30分から午後8時まで

◇場所 みほふれ愛プラザ期日前投票所(カスミ美浦店となり)

※投票日当日は、この投票所では投票できません。

◇持参するもの 投票所入場券 (お持ちでない場合は係員にお申し出ください)



期日前投票所行巡回バスを運行します



4月22日(土)に期日前投票所行巡回バス(4コース・停留所69カ所)を運行します。足腰の弱い方やお年寄りの方に踏み台等をご用意しておりますので、皆さまのご利用をお待ちしております。詳細(バス停・時刻表等)は別チラシをご覧ください。

第8投票所について

第8投票区の投票所が、前回の選挙(令和4年12月11日執行茨城県議会議員一般選挙)と同じ「美浦村デイサービスセンター」になります。投票所入場券をご確認のうえ、お間違いのないようご注意ください。

対象行政区 (第8投票区)	投票所
郷中・受領・桜木 ・茂呂・みどり台	美浦村デイサービスセンター ※美浦村保健センター隣りの建物です



開票について

選挙開票は、4月23日午後7時30分より中央公民館にて行います。